

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る平成五年度の経営状況(管財課)
公有水面の埋立ての免許(漁港課)
- ◇ 告 示 土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定(会計課)
- ◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 平成六年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会
総務課)
- 平成六年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)の実施()
土地収用法による審理の開始(収用委員会)

告 示

鳥取県告示第五百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成五

年度の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成 5 年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1. 事業		数	金額
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	1,242	935,549円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	4,285,015	4,285,015,069,000円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	908,472	908,472,780円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	353	353円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	371,866	645円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	185	185円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	107,443	980円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	192	192円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	51,116	5,000円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	1,208	1,208円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	32,171	2,000円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	908,472	780円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	69,570	656円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	108,124	394円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	1,086	167,830円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	79,367	355円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	1,165,535	185円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	596,837	669円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	199,738	325円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	67,578	992円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	89,367	355円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	82,883	913円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	1,036	405,654円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	49,762	176円
加入都道府県市区町村公営住宅	加入都道府県市区町村公営住宅	129,129	531円

鳥取県告示第五百六十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成六年七月二十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台(北緯三五度三二分〇七秒、東経一三四度〇一分一二秒)から一〇一度四八分二八秒、二三九・八八メートルの地点

2の地点 1の地点から五四度四三分〇九秒、一二・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一四四度四二分三三秒、三三三・四四メートルの地点

4の地点 3の地点から二二二度四〇分四一秒、二九〇・三六メートルの地点

5の地点 4の地点から二九六度二四分一四秒、三五・五五メートルの地点

(三) 面積

一〇、六〇八・三〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 船磯漁港東防波堤灯台(北緯三五度三二分〇七秒、東経一三四度〇一分一二秒)から八八度二二分三二秒、二二〇・六八メートルの地点

イの地点 アの地点から八四度四七分一七秒、五七・七三メートルの地点

ウの地点 イの地点から一四四度三四分五七秒、九六・九六メートルの地点

エの地点 ウの地点から二二二度三七分五六秒、二四二・七三メートルの地点

オの地点 エの地点から二三〇度五四分二五秒、一一四・二四メートルの地点

カの地点 オの地点から二九七度三〇分五秒、一〇〇・一五メートルの地点

キの地点 カの地点から三三度三九分〇一秒、一〇六・一〇メートルの地点

クの地点 キの地点から二二二度三九分〇一秒、七五・〇〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から一三度三〇分一五秒、七四・二〇メートルの地点

(三) 面積

六三、八五四・二〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第五百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

船岡町

二 事業の種類

高齢者総合保健福祉センター建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 八頭郡船岡町大字殿字段ノ谷、字下段及び字渡り瀬地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡船岡町大字船岡五三九

船岡町役場

鳥取県告示第五百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

岸本町

二 事業の種類

農業集落排水事業 須村地区

三 起業地

- 1 収用の部分 西伯郡岸本町須村字谷尻地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡岸本町吉長三七―三

岸本町役場

鳥取県告示第五百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月二十八日 鳥取県指令受都計三―二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市榎原字鋤ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市榎原一四二六―四

小椋 康史

鳥取県告示第五百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十五条の二の規定により、口座振替の方法により支出をすることができる金融機関を次のとおり定め、平成六年八月一日から施行する。

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百三十号、昭和五十四年七月鳥取県告示第六百四十六号、昭和六十年四月鳥取県告示第四百二十二号及び昭和六十年五月鳥取県告示第五百四十二号（口座振替の方法により支出をすることができる金融機関の指定について）は、平成六年七月三十一日限り廃止する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第一条第一項の免許を受けた信託銀行
- 二 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第三十八条第一項の設立の許可を受けた農林中央金庫
- 三 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第五十八条第一項の設立の認可を受けた商工組合中央金庫
- 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第五十九条第一項の設立の認可を受けた農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第四項において準用する同法第六十三条第一項の設立の認可を受けた漁業協同組合連合会
- 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十七条の二第一項の設立の認可を受けた信用協同組合で、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるもの
- 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会
- 八 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第四条第二項の免許を受けた長期信用銀行
- 九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六条の免許を受けた労働金庫及び労働金庫連合会
- 十 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた銀行（外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるもの）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
森谷すなお後援会	中村英夫	瀬尾 誠	日野郡溝口町古市八五二一	平成六年一月六日	その他の政治団体
国富三郎後援会	水本 寛	小松和幸	鳥取市湖山町西二丁目一三三	平成六年一月七日	〃
小谷維夫後援会	金谷利起雄	鳥羽真美	西伯郡名和町大字御来屋二四三	平成六年一月十一日	〃
盛田可男後援会	盛田一男	山根 稔	八頭郡若桜町大字若桜一七三三四	〃	〃
湯川宏通後援会	盛田時雄	浅井直實	八頭郡若桜町大字若桜三二二一一	平成六年一月十八日	〃
澤清士後援会	米村 優	澤 博彰	岩美郡岩美町大字大谷五九四一一	平成六年一月二十一日	〃

森本高後援会	山添 進	植田 進	岩美郡岩美町大字 馬場一〇一	平成六年 六月六日	〃
博本暁後援会	但馬利美	但馬 俊	岩美郡岩美町大字 網代七	平成六年 六月十三日	〃
田中清一後援会	岡田 明	松田 昇	岩美郡岩美町大字 高山六〇一	平成六年 六月十五日	〃
新時代政経研究会	奥田保明	奥田保明	鳥取市永楽温泉町 二五二	平成六年 六月二十三日	〃
小笠原義雄後援会	足羽幹雄	吉川昭身	西伯郡岸本町大殿 一一一八―三六	平成六年 六月二十八日	〃
米村洋一後援会	西山多美雄	米村 進	岩美郡岩美町大字 田後四九五	〃	〃

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年七月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スパーダ	株式会社三星
〃	ハットトリック	〃

公 出

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成6年7月26日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

- 1 試験の名称
平成6年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一 般 事 務	10名
学 校 事 務	4名
警 察 事 務	2名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増減する場合がある。

- 3 対象となる職
 一般事務にあっては知事の事務部局等に、学校事務にあっては市町村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあっては警察に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員
 4 給与
 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額134,900円のほか諸手当が支給される。
 5 受験資格
 受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一 般 事 務	昭和48年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者
学 校 事 務	昭和46年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者
警 察 事 務	

- 6 第一次試験
 (1) 試験種目
 教養試験（多肢選択式）
 (2) 試験の期日
 平成6年9月25日（日）
 (3) 試験の場所
 鳥取県立鳥取商業高等学校
 鳥取市湖山町北二丁目401
 鳥取県立米子西高等学校
 米子市大谷町200

- 7 第二次試験
 (1) 試験種目
 作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査
 (2) 試験の期日
 平成6年10月26日（水）
 (3) 試験の場所
 鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220
 8 合格者の発表
 (1) 第一次試験合格者
 平成6年10月12日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板に掲示して発表する。
 なお、合格者には、書面で通知する。
 (2) 最終合格者
 平成6年11月10日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。
 なお、合格者には、書面で通知する。
 9 採用の方法
 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。
 なお、採用は、平成7年4月1日の予定である。
 10 受験手続
 (1) 受験申込書の交付
 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。
 (2) 受験の申込み
 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

<p>なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。</p> <p>(3) 受付期間及び受付時間 ア 受付期間 平成6年8月2日(火)から同年9月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成6年9月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。</p> <p>イ 受付時間 8時30分から17時まで</p> <p>11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。 (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。</p>	<p>3 対象となる職 警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職</p> <p>4 給与 この試験に合格し、採用された者には、原則として、給料月額152,300円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験 (1) 試験種目 教養試験(多肢選択式) (2) 試験の期日 平成6年9月18日(日) (3) 試験の場所 鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220</p>
<p>職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。</p> <p>平成6年7月26日 鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威</p> <p>1 試験の名称 平成6年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)</p> <p>2 採用予定者数 2名</p> <p>(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増減する場合がある。</p>	<p>7 第二次試験 (1) 試験種目 作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。 (2) 試験の期日 平成6年10月27日(木)及び28日(金) (3) 試験の場所 鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220</p>

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者
平成6年10月12日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板に掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者
平成6年11月10日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。
なお、採用は、平成7年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所及び警察官駐在所等において交付する。

(2) 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間
ア 受付期間
平成6年8月2日(火)から同年9月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)
なお、郵送による申込みは、平成6年9月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。
別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 6 年 7 月 26 日

鳥取県収用委員会会長 田 中 蓬 篤

1 期日

平成 6 年 7 月 29 日（金）午後 1 時

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室

3 件名

一般国道 9 号改築工事（羽合道路）に係る収用裁決申請事件

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】